

# 熊本県公報

号外 第 31 号  
平成 16 年 5 月 25 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する  
 条例施行規則……………(健康危機管理課) 1

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則
- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のための衛生管理に関する条例の施行に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。(第1条関係)
- (1) 条例第2条第4号シの規則で定める施設は、認可外保育施設、生活支援ハウス、身体障害者通所ホーム、身体障害者福祉工場及び知的障害者福祉工場とすることとした。(第2条関係)
  - (2) 条例第2条第10号の規則で定める衛生上危害を生じることがないものは、次に掲げる施設とすることとした。(第3条関係)
    - ① 水道水、専用水道若しくは簡易専用水道から供給を受ける水又は水道法第20条第1項若しくは建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第4号に規定する水質検査を実施し水道法第4条の規定による水質基準に適合していると認められるもののみを利用する施設(水道水のみを利用する施設を除く。)のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
    - ② ①に掲げる水のみを利用する施設のうち、原湯又は原水を浴槽水として使用する時間が3時間を超えず、かつ、使用後当該浴槽水を完全に排水し、その都度清掃するもの
  - (3) 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める場合は、遊離残留塩素濃度を確保できない場合、塩素系薬剤を使用できない場合及び塩素系薬剤の使用が有効でない場合とすることとした。(第4条関係)
  - (4) 条例第3条第1項第6号の消毒を要する場合について定めることとした。(第4条関係)
  - (5) 原湯、原水、上り用湯及び上がり用水(水道水を使用しているものを除く。)並びに浴槽水の水質基準を定めることとした。(第5条関係)
  - (6) 水質検査は、地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律上の衛生検査所において行うこととした。(第6条関係)
  - (7) 条例第3条第1項第10号の規則で定める事項は、レジオネラ属菌とすることとした。(第7条関係)
  - (8) 条例第3条第1項第10号の規定による報告の方法について定めることとした。(第7条関係)
  - (9) 条例第3条第1項第11号の規定による水質検査の結果の掲示の方法について定めることとした。(第8条関係)
  - (10) 条例第5条第2項の証明書について定めることとした。(第9条関係)
  - (11) 条例第8条の規定による公表の方法について定めることとした。(第10条関係)
  - (12) この規則は、平成16年10月1日から施行することとした。ただし、第4条の規定については、平成17年4月1日から施行することとした。(附則関係)

### 規 則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則をここに公布する。